

事務連絡
平成17年 8月5日

北海道開発局 道路計画課長補佐 殿
北海道開発局 道路建設課長補佐 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路建設課長 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿
各地方整備局 道路計画(第一)課長 殿
各地方整備局 計画調整課長 殿
各地方整備局 道路工事課長 殿
各地方整備局 道路管理課長 殿
各地方整備局 交通対策課長 殿

国土交通省道路局
国道・防災課 課長補佐 前佛和秀
国道・防災課 課長補佐 原田昌直
地方道・環境課 道路環境調査室
課長補佐 島本和仁

道路関連施設におけるアスベストの使用実態把握について(依頼)

建築物に吹付けられたアスベストについて、その劣化や損傷等により飛散する粉じんにより重大な健康障害をひき起こすことが問題となっている。また、今般、「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)が施行され、建築物又は工作物における石綿等の取り扱いについて一定の措置等を講じることが定められたところである。
これに伴い、既存道路関連施設の適正な保全を確保する観点から、それらにおけるアスベストの使用実態について把握する必要がある。

国家機関の建築物(国有財産(行政財産)に属する建築物)については、国土交通省大臣官房官庁営繕部発出の7月29日付国営保第25号「既存官庁施設における吹付けアスベスト等に関する調査について(依頼)」に基づき、同大臣官房会計課長通知国官会第683号「既存官庁施設における吹付けアスベスト等に関する調査について」により各整備局等総務部契約課により調査が行われているところ(参考1)であるが、道路関連施設に関して遺漏無きよう道路部としても調査に協力するとともに、調査結果の確認を願いたい。各整備局等から大臣官房会計課長報告に当たっては、当該調査に対する回答とあわせて、道路関係施設の分を取りまとめの上、下記報告先にも報告されたい。

なお、今回の調査においては建築物が対象である。一方、道路事業関係の土木構造物(建築物以外)に関しては、これまで吹付けアスベスト等の使用事例については確認されていない状況にある。土木構造物において、飛散性アスベストである吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、アスベスト含有の有無について早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。(吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっているところ。)

また、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストともに、建設工事の実施にあたって工作物の解体等の作業を行う際には、アスベスト含有製品の使用の有無の調査、作業によるアスベストの飛散防止及び廃棄物の適正な処理等、各種関係法令等の定めに従い実施する必要があることに留意願いたい。

記

1. 調査対象施設
道路の施設又は工作物及び道路の付属物における建築物
2. 調査項目
 - 1) 吹付けアスベスト等の使用の有無及び飛散防止に係る対策状況
 - 2) アスベスト等の吹付けられている使用部位
 - 3) 吹付けアスベスト等の飛散防止に係る今後の対策予定

注1) 調査対象材料「吹付けアスベスト等」は、「吹付けアスベスト」及び「アスベ

スト含有吹付けロックウール」とします。

注2) 調査対象部位は、露出してアスベスト等が吹付けられている部位としますが、設計図書等の確認により天井内の隠蔽部分等にアスベスト等の吹付けがなされていることが判明した場合には、当該部位も報告してください。

3. 調査方法
設計図書の記載内容、目視等により確認。その他詳細については、参考1の調査方法に準拠する。
4. 道路局への報告方法
貴管下施設の調査結果を別紙様式 - 1 に記入の上、メールにより報告するものとする。ただし、参考1の調査により報告されるものについては、3. 施設リスト報告にあたっては同調査結果の写しに該当施設が分かるよう印をつけることでの報告でよい。
5. 報告期限
平成17年9月15日(木)
6. その他
調査にあたり、調査実施者の安全・健康に十分留意されたい。
土木構造物における吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。なお、吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっていることに留意のこと。
7. 問合せ先・報告先
国土交通省道路局地方道・環境課 道路環境調査室
課長補佐 島本(マイクロ: 38232)
計画係長 藤井(マイクロ: 38234)
電話: 03-5253-8497
FAX: 03-5253-1622
E-mail: fujii-k22x@mlit.go.jp

事務連絡
平成17年 8月5日

日本道路公団管理事業統括部 保全グループリーダー 殿
 首都高速道路公団保全施設部 保全企画課長殿
 阪神高速道路公団保全施設部 保全企画課長殿
 本州四国連絡橋公団保全部 保全企画課長殿

国土交通省道路局
 高速国道課 課長補佐
 有料道路課 課長補佐
 地方道・環境課 道路環境調査室 課長補佐

道路関連施設におけるアスベストの使用実態把握について（依頼）

建築物に吹付けられたアスベストについて、その劣化や損傷等により飛散する粉じんにより重大な健康障害をひき起こすことが問題となっている。また、今般、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）が施行され、建築物又は工作物における石綿等の取り扱いについて一定の措置等を講じることが定められたところである。

これに伴い、既存道路関連施設の適正な保全を確保する観点から、それらにおけるアスベストの使用実態について把握する必要がある。

民間建築物については、国土交通省住宅局建築指導課長発出の7月14日付国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）」（参考1）により、各都道府県建築主務部長経由で調査が行われているところである。公団関係の建築物及び公団事業による道路関連施設の建築物については、当該調査の対象となっているところであり、都道府県からの依頼等に対し遺漏無きよう取り扱われたい。また、当該調査を踏まえつつ別途、貴官管理施設における道路関係施設の分を取りまとめの上、下記にて報告されたい。

なお、今回の調査においては建築物が対象である。一方、道路事業関係の土木構造物（建築物以外）に関しては、これまで吹付けアスベスト等の使用事例については確認されていない状況にある。土木構造物において、飛散性アスベストである吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、アスベスト含有の有無について早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。（吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっているところ。）

また、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストともに、建設工事の実施にあたって工作物の解体等の作業を行う際には、アスベスト含有製品の使用の有無の調査、作業によるアスベストの飛散防止及び廃棄物の適正な処理等、各種関係法令等の定めに従い実施する必要があることに留意願いたい。

記

1. 調査対象施設
公団の施設、S A・P A等の道路の施設又は工作物及び道路の付属物における建築物
2. 調査項目
 - 1) 吹付けアスベスト等の使用の有無及び飛散防止に係る対策状況
 - 2) アスベスト等の吹付けられている使用部位
 - 3) 吹付けアスベスト等の飛散防止に係る今後の対策予定

注1) 調査対象材料「吹付けアスベスト等」は、「吹付けアスベスト」及び「アスベスト含有吹付けロックウール」とします。

注2) 調査対象部位は、露出してアスベスト等が吹付けられている部位としますが、設計図書等の確認により天井内の隠蔽部分等にアスベスト等の吹付けがなされていることが判明した場合には、当該部位も報告してください。

3. 調査方法

設計図書の記載内容、目視等により確認。その他詳細については、参考2の調査方法を参考のこと。

4. 道路局への報告方法
調査結果を別紙様式 - 1 に記入の上、メールにより報告するものとする。
ただし、別紙様式 - 1 には、参考2 では全ての施設が報告対象であるが、本調査においてはアスベスト等の吹付けがなされていない施設は記載しなくてよい。
5. 報告期限
平成17年9月15日(木)
6. その他
調査にあたり、調査実施者の安全・健康に十分留意されたい。
土木構造物における吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。なお、吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっていることに留意のこと。
7. 問合せ先・報告先
国土交通省道路局 地方道・環境課 道路環境調査室
課長補佐 島本(マイクロ: 38232)
計画係長 藤井(マイクロ: 38234)
電話: 03-5253-8497
FAX: 03-5253-1622
E-mail: fujii-k22x@mlit.go.jp

事務連絡
平成17年 8月11日

北海道開発局 地域整備課 地域事業管理官 殿
沖縄総合事務局 道路建設課長 殿
各地方整備局 地域道路課長 殿

国土交通省道路局
国道・防災課 課長補佐 近藤 淳
地方道・環境課 課長補佐 吉田 秀範
地方道・環境課 道路環境調査室 課長補佐 島本 和仁
有料道路課 課長補佐 高松 諭

地方公共団体等が管理する道路関連施設でのアスベストの使用実態把握について（依頼）

建築物に吹付けられたアスベストについて、その劣化や損傷等により飛散する粉じんにより重大な健康障害をひき起こすことが問題となっている。また、今般、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）が施行され、建築物又は工作物における石綿等の取り扱いについて一定の措置等を講じることが定められたところである。

これに伴い、既存道路関連施設の適正な保全を確保する観点から、それらにおけるアスベストの使用実態について把握する必要がある。

地方公共団体等が所有する建築物におけるアスベストについては、別途総務省自治行政局自治政策課長より総行自第175号「吹付けアスベスト使用施設及び処理状況の調査について」により各都道府県総務担当部長等に対し調査依頼が行われているところ（参考1）であるが、道路関連施設に関して、遺漏無きよう、各都道府県等に対し連絡されたい。また、あわせて、別紙1を参考に貴職より管内各都道府県等の担当者に調査協力の依頼を行い、道路関係施設の分を取りまとめの上、下記にて報告されたい。なお、総務省の調査は参考1を参照するとともに、総務省報告に含まれているか否かについても整理の上報告されたい。

なお、今回の調査においては建築物が対象である。一方、道路事業関係の土木構造物（建築物以外）に関しては、これまで吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール）の使用事例については確認されていない状況にある。ただし、本調査の過程で、土木構造物において、飛散性アスベストである吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、アスベスト含有の有無について早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。（吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっているところ。）

また、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストともに、建設工事の実施にあたって工作物の解体等の作業を行う際には、アスベスト含有製品の使用の有無の調査、作業によるアスベストの飛散防止及び廃棄物の適正な処理等、各種関係法令等の定めに従い実施する必要があることに留意すべきことについて、国土交通省総合政策局建設業課より各都道府県担当部（局）長あてに7月14日付国総建第91号「建設工事を実施する上での石綿の取扱について」（参考2）周知されていることを申し添える。

記

1. 調査対象施設
管内地方公共団体等（都道府県、市町村、地方道路公社）の管理する道路の施設又は工作物及び道路の付属物における建築物
2. 調査方法
 - ・別紙1を参考に貴職より管内各都道府県等の担当者に調査の依頼を行い、その結果を取りまとめる。
 - ・調査方法の詳細については、参考1の調査方法に準拠する。
 - ・別添様式に従い、参考1の調査表中、「左以外の建物」に含まれるものに加え、同調査の対象となっていない建築物で吹付けアスベストの使用が有ったものについて調査依頼、結果取りまとめを行うことに留意すること。

3. 道路局への報告方法
調査結果を別紙様式に記入の上、メールにより報告するものとする。
4. 報告期限
平成17年10月31日(月)
5. その他
土木構造物における吹付けアスベスト等の使用例と疑われる事例が確認された場合には、早急に確認を行い、下記報告先まで連絡されたい。なお、吹付けアスベストは昭和50年以降は使用禁止となっていることに留意のこと。
6. 問合せ先・報告先
国土交通省道路局 地方道・環境課 道路環境調査室
課長補佐 島本(マイクロ:38232)
計画係長 藤井(マイクロ:38234)
電話:03-5253-8497
FAX:03-5253-1622
E-mail:fujii-k22x@mlit.go.jp

事務連絡
平成17年 8月5日

北海道開発局 地域整備課 地域事業管理官 殿
 北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
 各地方整備局 道路管理課長 殿
 各地方整備局 地域道路課長 殿
 沖縄総合事務局 道路建設課長 殿
 沖縄総合事務局 道路管理課長 殿
 日本道路公団 管理事業統括部 保全グループリーダー 殿
 首都高速道路公団 保全施設部 保全企画課長 殿
 阪神高速道路公団 保全施設部 保全企画課長 殿
 本州四国連絡橋公団 保全部 保全企画課長 殿

国土交通省道路局
 国道・防災課 課長補佐 近藤 淳
 国道・防災課 課長補佐 原田 昌直
 高速国道課 課長補佐 見坂 茂範
 地方道・環境課 課長補佐 吉田 秀範
 地方道・環境課 道路環境調査室
 有料道路課 課長補佐 島本 和仁
 有料道路課 課長補佐 高松 諭
 有料道路課 課長補佐 松井 保幸

道路舗装におけるアスベストの使用事例の把握について（依頼）

道路舗装での耐摩耗性、耐流動性、耐すべり性の向上を期待して、昭和40年代の後半に、アスファルト舗装のフィラー（石粉：充填材として、また、アスファルトの性質の改善剤として添加）にアスベストを添加したものが、試験的に施工された事例が確認されました。

つきましては、所管の管理区域において、道路舗装にアスベストを混入した事例について把握の上、下記の要領にて報告願います。

また、管内都道府県における事例把握も各都道府県（地方道路公社分含む）に確認の上報告願います。

記

1. 調査内容
道路舗装にアスベストを添加して施工した事例の報告。本施工、試験施工を問わない。
2. 報告方法
 - ・別添様式に記入の上、別途参考資料がある場合は添付の上、メールにて報告。
 - ・参考資料が大量の場合は郵送でも可。その場合は、別添様式はメールにて提出。その際参考資料を別途郵送する旨を報告のこと。
 - ・また、別添の項目が全て埋まらなくても可。把握できた内容について可能な限り詳細に記述のこと。
 - ・報告に当たっては、各整備局等毎に各都道府県分も取りまとめの上提出。
 - ・公団は各公団毎に報告のこと。
3. 報告期限
平成17年8月11日（木）17：00
4. 問合せ先・報告先
国土交通省道路局 地方道・環境課 道路環境調査室
 課長補佐 島本（マイクログ：38232）
 計画係長 藤井（マイクログ：38234）
 電話：03-5253-8497
 FAX：03-5253-1622
 E-mail:shimamoto-k2ys@mlit.go.jp